

基礎・境界ならびに NOLTA ソサイエティ フェロー推薦委員会およびフェロー候補者選出規程

(平成 12 年 10 月 2 日 制定)

(平成 13 年 6 月 4 日 一部改正)

(平成 23 年 12 月 14 日 一部改正)

(平成 25 年 4 月 12 日 一部改正)

(平成 26 年 6 月 25 日 一部改正)

(平成 27 年 11 月 27 日 一部改正)

(平成 28 年 4 月 15 日 一部改正)

(趣旨)

第 1 条 本選出規程は、「電子情報通信学会のフェロー推薦規程」(以下「本会推薦規程」と称す)に従って提出されたフェロー候補者推薦書を審査し、フェロー候補者を公正に選出し、基礎・境界ソサイエティならびに NOLTA ソサイエティ (以下「本ソサイエティ」と称する)より電子情報通信学会のフェローノミネーション委員会に推薦することを目的とする。

(フェロー推薦委員会)

第 2 条 本ソサイエティ内に、フェロー候補者推薦書を審査する為のフェロー推薦委員会 (以下「委員会」と称する)を設置する。

2 委員会は、本ソサイエティに提出されたフェロー推薦書およびフェロー候補者評価シートを参考にし、本会推薦規程を勘案してフェロー候補者を審査し、本ソサイエティ推薦のフェロー候補者を選出する。

3 委員会の審査結果および審議内容に関しては、非公開とする。

4 委員会は、会員からのフェロー推薦受付締切日における、ESS 会長、ESS 次期会長、NLS 会長、NLS 次期会長および、ESS 会長が任命する 10 名のフェローによって構成されるものとする。

5 委員会は、5 名以上の出席者によって成立するものとする。ただし出席者数には委任状も計上されるものとする。

6 ESS 会長、ESS 次期会長、NLS 会長および NLS 次期会長のフェロー推薦委員会委員の任期満了日は、ESS ならびに NLS におけるそれぞれ役職の任期満了日までとする。それ以外の委員会委員の任期は 2 年とし、選出された年の 5 月 1 日より 2 年後の 4 月 30 日までを任期とする。任期の途中で委員を退任した場合、後任の委員の任期は前任の委員の任期末までとする。再任は、退任後 2 年間を経過すれば可とする。

7 新任の委員会委員の構成は、選出される年の 4 月 30 日までに、ESS-NLS 共同運営委員会の承認を得るものとする。

8 委員会委員がやむを得ない理由で任期の途中で退任した場合は、後任の委員を4項に従い選出しなければならない。ただし、退任後の残任期間中に委員会を開催する必要がない場合は、後任委員の選出を省略することができる。後任委員の任期は、退任した委員の残任期間とし、後任委員について次の委員会開催前までにESS-NLS共同運営委員会で承認を得るものとする。

9 会員からのフェロー推薦受付締切日におけるESS会長は委員会を召集し、その委員長となる。

(運営委員会委員等からの助言)

第3条 委員長が必要と認める場合は、フェロー候補者の選出に当たり助言を求めるために、ESS-NLS共同運営委員会委員等から1~2名を選び、委員会への出席を求めることができる。ただし、これらの出席者は議決には加わらない。

(フェローノミネーション委員)

第4条 理事会の下に設置されるフェローノミネーション委員会において本ソサイエティを代表する委員には、フェロー推薦委員会委員長が就くものとする。

(事務担当者)

第5条 委員会に関する事務的手続きは会員からのフェロー推薦受付締切日におけるESS庶務幹事ならびに事務局が行う。なお、事務担当者は委員会に出席できるが議決には加わらない。

(規程の改正)

第6条 本規程の改正は、ESS-NLS共同運営委員会で承認を得るものとする。

(施行)

第7条 本規程は平成28年4月15日から施行する。

附 則

1. 第2条6項にかかわらず、本規定改正時(平成27年11月)に在任中である委員の任期(ただし植松平成28年度ESS会長を除く)の任期を6ヵ月延長し平成29年4月30日を任期満了日とする。